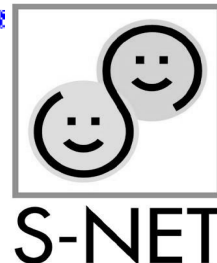


KSK湘南ふくしネットワーク オンブズマン (新聞) SNET広報27号

編集責任者：NPO 法人湘南ふくしネットワークオンブズマン 藤本 直也
事務所：〒253-0043 神奈川県茅ヶ崎元町5-22 永井ビル3階
電話・FAX：0467-85-6660 直通電話：090-4937-4904 定価 30円
ホームページ：<http://www.npo-snet.com> eメール：info@npo-snet.com



権利をまもる講演会

個人の尊厳を護る地域社会 ～高齢者・障がい者虐待を中心に～

特定非営利活動法人湘南ふくしネットワークオンブズマンでは、2012年1月28日(土)、茅ヶ崎市民文化会館において「権利をまもる講演会」、テーマ「個人の尊厳を護る地域社会～高齢者・障害者虐待を中心に～」を、東洋大学社会学部社会福祉学科教授 高山直樹氏(本法人理事)を講師として、50名あまりの参加者を得て、開催いたしました。また、茅ヶ崎市よりの委託事業である「成年後見支援センター」の研修講座を兼ねていたこともあり、茅ヶ崎市より障害福祉課課長 安藤茂参事がご出席くださり、ご祝辞をいただきました。



安藤参事



講師 高山 直樹 氏

昨年(2011年)6月17日に「障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)」が成立し、今年(2012年)10月1日には施行の運びとなり、虐待関連法である「児童虐待防止法」、「高齢者虐待防止法」、「DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)」と、弱い立場に置かれた人への虐待に対する法律が出そろったことから、前半は、講義にて、日本社会の構造的な「自分らしく生きられない」状況、そのなかで起きている「虐待とは何か」について学び、私たち市民が、地域のなかで自分らしく生きること、尊厳を持って生きることが支え合うために必要なことをお話しいただきました。

中でも、家庭での高齢者虐待の多くは実の息子からというショックな事実を、統計的数字や報道番組のビデオなどで示されました。家族による介護という「献身的な行為」が、孤独な介護、



悩み、疲れ果ててしまうことによって、時として「虐待」へとつながってしまうことがある。要介護者への支援と同時に、介護者への支援も重要であり、法律も「・・・の養護者に対する支援に関する法律」となっている。福祉の制度ではカバーできない部分も多く、息子が、親の介護という必要に迫られて退職をし、収入もなくなり、社会とも隔たり、親と息子が孤独していることを地域社会がいかに支援できるのかという命題を突きつけられました。虐待を発見した場合、通報することも生命を守るために大切なことだが、介護者を孤立状況から解放し、何気ない世間話ができる場を地域の中に作ることが虐待にまで至らせないための大きな支援であるという事例紹介もありました。

後半では会場からの質問を受け、その回答には高山講師をコーディネーターに、本法人の理事の牧野賢一氏（社会福祉法人湘南福祉センター障害部門長）、本法人理事長 藤本直也、副理事長 江崎康子、成年後見支援センター長 薩摩章子が質疑の応答を担当しました。また参加者の方々にも意見交換に加わっていただき、それぞれの感じる・考える・抱いていることを共有し合いながら、虐待や虐待防止法について深めていきました。



シンポジウム形式での質疑応答

◇ 参加者感想など（アンケートから） ◇

- ・ 大変心に響く内容でした。来て良かったです。現在の仕事では在宅の高齢者、障害者の方々への訪問介護のコーディネーター、サービス提供責任者をしているため、その人らしい生活をサポートしていくこと、権利を護ることの意識を改めて強めることができました。
- ・ 初めて知り得たことが多く勉強になりました。
- ・ 虐待問題が深刻化しているのは理解していたが、具体的な内容を聞きとても身近な問題であると思いました。
- ・ 考えていく必要性、又活動の必要性を感じました。
- ・ 丁寧でとても分かりやすかったです。
- ・ 高山講師の講演は具体的で参考になりました。自己決定⇒自己責任⇒社会（地域）として支えることが望ましい。
- ・ 地域の中に、当事者の声を取り上げる場を設定する重要性はその通りと感じた。「グレーゾーンアウト」という姿勢は大切である。
- ・ 被虐待者と虐待者との関係に対し、行政や他人（その他市民・NPO・福祉関係者・他）が個人情報に基づきどのように支援活動できるのか、どこまでOPENにできるのか、かなり難しいと思われる。パワーポイントにレジュメを基に、余談として広がっていく話題、事例が具体的にとても新鮮に響きました。日頃の業務に追われる中で纏まりのない課題を明らかに浮き上がらせるため、自分の考え方、業務の展望を見つめる上で、とても価値ある時間となりました。
- ・ 地域づくり、取り組み、今後も聴いていきたいです。
- ・ いつも穏やかで温かい口調で、わかりやすくお話しくださり、勉強になりました。とても贅沢な後半でもありました。精神の方への対応については大変参考になりました。



「権利擁護人材養成研修会」報告

「権利をまもる講演会」に引き続き、2月4日(土)には、権利擁護人材養成・現任者研修を行いました。朝9時より夕方5時半まで1日かけての長時間で密度の濃い研修でした。



まずは、藤本理事長より「福祉の動向と権利擁護」ということで、福祉の歴史と権利擁護の発展についての解説がありました。

次に、高山前理事長より、「権利擁護とは何か」についての講義がありました。エンパワメント、アドボカシー、自己決定、自己実現、幸福追求など権利擁護の基本の話から、「当事者主権とは、私が私の主権者である。私以外の誰も、国家も、専門家も、私が誰であるか、自分の

ニーズがなんであるかを代わって決めることは許さない、という立場の表明である。(上野千鶴子氏)」という当事者主権の紹介があり、「権利とは何かを知ること伝え、権利を護ることを支援し、権利を主張することを支援し、権利を行使することを支援し、権利を代弁し、権利を主張し続ける。そして利用者とともに権利を創る!」という権利擁護は、支援者のアイデンティティであると締めくくられました。



午後からは、成年後見支援センターから「成年後見支援と権利擁護」をテーマに、薩摩センター長と三谷相談員より、センター開設以来約4年間の様々な事例を、権利擁護の視点からまとめた実践報告がありました。

また、オンブズマン、法人後見での補助人担当として佐川さんより、活動の紹介があり、市民として十数年オンブズマン活動に参加しての

ご自分の変化について語られました。いろいろな所を訪問するたびにいろいろな方を知り、自分の人間観の垣根を取り払うことができた。垣根を取り払うことは自分のところから始めなければならない。共助ということで子育てサロンから始め、介護保険の対象にはならない高齢者が気軽に集まれるサロンを開くことにつながった。権利擁護は地域福祉の柱であり、地域は自分から作らなければならない。何かやろうとした時に志を同じにするものが3人集まれば何とかやれるということが確信になった。権利擁護は他人事ではなく、自分事であるというお話でした。



最後に、小野田事務局長より実践報告「地域生活支援と権利擁護」ということで、エンパワメント手法による援助の具体的な手法、実践報告がありました。

皆で学び、皆で話し合い、たっぴりと権利擁護を考える一日となりました。(江崎 康子)



茅ヶ崎市障害者地域自立支援協議会に参加して

茅ヶ崎市自立支援協議会は、障害者（児）の地域生活を支援するために地域内のネットワークを形成して社会資源を開発・改善することを目的として設置されました。

この協議会は①就労支援部会、②生活支援（児童）部会、③生活支援（成人）部会の3つの部会を設けて活動していますが、Sネット・成年後見支援センターは2011年度から生活支援（成人）部会のメンバーに加わり、私が会議に出席しています。

生活支援（成人）部会は更に、「総合相談」「見守り」「居場所」のワーキンググループ（WG）に分かれて活動しており、私は総合相談WGに参加しています。

今年度の活動として何を行うかを検討した結果、当事者が困難を抱えているにもかかわらず、相談事業と繋がりにくい・フォーマルな支援と結びつきにくい事例を把握し、可能であれば自立支援協議会において関係者によるケース会議を行い、具体的な支援の展開をサポートできないかということになり、市内の相談支援事業所の中からいくつかを抽出し、そこで実際に経験した困難事例のヒアリングを行うことにしました。（今年度から実施されているコーディネーター配置事業が、障害福祉機関とうまく連携できているかを知りたいという問題意識もありました。）



WGのメンバーで手分けをして聴取りを行い、困難事例を持ち寄ってまずWGで報告しました。どの事例も深刻で、かつ地域のフォーマルな支援の弱い部分を浮き彫りにするようなものでしたので、成人部会に持ち込む事例を絞り込むのが難しかったのですが、一つの事例を選び、成人部会において、当該事例の関係者にも参加していただいて拡大事例検討会のような会議を持つことができました。

「具体的な困難事例への対応のあり方について指導・助言」「地域の関係機関によるネットワークの構築」はいずれも自立支援協議会の果たすべき機能とされてきた事項です。今回の会議が当該事例の支援にどのような影響を及ぼすかは、今後の推移を見守りたいと思いますが、具体的な困難事例について今後の支援に向けての検討を行うことで、自立支援協議

会の一つのあり方を具体化できたのではないかと思いますし、このような具体的な事例への関わりこそ、実質的・実効的なネットワークの構築に繋がるのではないかと考えました。

地域生活支援を考える場合、ともすると、当事者本人の利益だけでなく家族や近隣住民の利害なども複雑に絡んできます。支援者側のパターンリスティックな思いが過剰になりかねないおそれもあります。Sネットは、地域内のネットワーク形成や社会資源の開発・改善の過程において、あるいは具体的な事例の検討の場において、本人の権利擁護という視点を徹底させる役割を期待されていると感じます。



（本法人理事 弁護士 相川 裕）

